明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（二一七）　一
〔省令〕
○船員保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三四）　三
〔告示〕
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件（厚生労働二九五）　八

本号で公布された法令のあらまし

◇雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第二一七号）
（厚生労働省）

1　雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額について、その支給の原因となった疾病等の発した日が令和二年三月三一日以前である場合には、賃金水準の変動に応じてその改定を行うこととした。（第五七条の二第一項関係）

2　この政令は、令和三年八月一日から施行することとした。

政令

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年七月三十日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百十七号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第百四十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の二第一項を次のように改める。

平成十九年改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による保険給付（平成二十二年改正前船員保険法附則第五項及び第六項の規定が適用される保険給付に限る。）に係る第一条の規定による改正前の船員保険法施行令（以下「旧船員保険法施行令」という。）の規定の適用については、旧船員保険法施行令第四十条中「平成二十一年八月」とあるのは「令和三年八月」と、同条の表中「平成二十年三月三十一日」とあるのは「令和二年三月三十一日」と、「四万三百三十円」とあるのは「四万六千三百三十円」と、「百二十一万円」とあるのは「百三十九万円」と、旧船員保険法施行令別表第三中「二五・〇三」とあるのは「二五・〇八」と、「二二・〇五」とあるのは「二二・〇八」と、「二〇・八一」とあるのは「二〇・八四」と、「一九・九〇」とあるのは「一九・九四」と、「一八・七七」とあるのは「一八・八二」と、「一八・一二」とあるのは「一八・一五」と、「一七・八六」とあるのは「一七・八九」と、「一六・七七」とあるのは「一六・八〇」と、「一五・七八」とあるのは「一五・八一」と、「一四・一二」とあるのは「一四・一四」と、「一二・七〇」とあるのは「一二・七二」と、「一一・四五」とあるのは「一一・四七」と、「一〇・三四」とあるのは「一〇・三五」と、「九・四六」とあるのは「九・四七」と、「八・五八」とあるのは「八・六〇」と、「七・七三」とあるのは「七・七四」と、「六・八四」とあるのは「六・八五」と、「五・九八」とあるのは「五・九九」と、「五・一四」とあるのは「五・一五」と、「四・五一」とあるのは「四・五二」と、「三・九〇」とあるのは「三・九一」と、「二・六四」とあるのは「二・六五」と、「二・〇二」とあるのは「二・〇三」と、「一・二六」とあるのは「一・二七」と、「一・二三」とあるのは「一・二四」と、「一・〇